

令和 3 年第 4 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 3 年 5 月 25 日
 担当部・課：福祉部子育て支援課〔内線 2551〕

| |
|--|
| ① 件 名 |
| 育児ヘルパー事業の実施について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 核家族化や地域のつながりの希薄化等、子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、妊娠期から出産後の身体的・精神的に不安な時期に、一人で問題を抱え、孤立している親の増加が社会的な問題となっている。</p> <p>【目的】 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを生み育てられる環境整備の充実を図る。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成 28 年府子本第 474 号） 石巻市養育支援訪問事業実施要綱（平成 21 年告示第 95 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 3 節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p> <p>〔第 2 期石巻市子ども未来プラン〕 基本施策 3 安心して子どもを産み育てる環境をつくる（妊娠・出産期からの切れ目のない支援） 主要施策 3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>令和 2 年 3 月 第 2 期石巻市子ども未来プラン策定 令和 3 年 5 月 総合計画実施計画裁定（令和 3 年度）</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>1 対象者 市内に住所があり、妊娠期（母子健康手帳交付後）から生後 6 カ月以内の子を養育している者</p> <p>2 実施方法 (1) 介護保険法の規定による県知事の指定を受けた事業者等に委託する。 (2) 契約金額：単価契約とし、1 時間当たり 3,000 円以内とする。 (3) 利用者負担額：1 時間当たり 250 円とする。 ただし、生活保護世帯・住民税非課税世帯は、無料とする。</p> <p>3 実施内容 (1) 家事支援：調理、洗濯、住居内の清掃、生活必需品の買い物等 育児支援：おむつ交換、衣服の着脱、授乳、沐浴の介助等 (2) 提供時間：1 回につき 2 時間以内とする。 （午前 9 時から午後 5 時まで。土日祝日、年末年始を除く。） (3) 提供サービス回数：20 回以内とする。</p> |

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

子育て世帯に対し、家事や育児等の支援を行うことにより、親の育児不安を軽減し、乳幼児の心身の健全な発育に寄与できる。

【市財政への負担】

事業費 4,050千円
 (財源内訳) 子ども・子育て支援交付金(国1/3) 1,350千円
 子ども・子育て支援交付金(県1/3) 1,350千円
 一般財源(市1/3) 1,350千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

| 自治体名 | 事業名 | 利用できる期間 | 利用回数 | 利用料(1時間当たり) |
|------|---------------|------------------|-----------------------|---|
| 仙台市 | 育児ヘルプ家庭訪問事業 | 出産後1年以内 | 20回以内 (1回につき2時間以内) | 生保・非課税世帯 0円 課税世帯 600円 |
| 東松島市 | 産前産後ヘルパー支援事業 | 母子健康手帳交付後から生後6か月 | 20回以内 (1回につき2時間以内) | 生保・非課税世帯 0円 市町村民税均等割課税世帯 150円 課税世帯 300円 |
| 大崎市 | 出産育児ヘルプ養育支援事業 | 母子健康手帳交付後から生後1年 | 20回以内 (1回につき2時間以内) | 生保・非課税世帯 0円 市町村民税均等割課税世帯 300円 課税世帯 600円 |

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

【スケジュール】

令和3年6月 市議会第2回定例会に関係予算案を提案
 7月 石巻市養育支援訪問事業実施要綱一部改正(施行予定日:令和3年9月1日)
 事業実施案内、事業者公募
 8月 業務契約及び従事者研修の実施
 9月 利用申請の受付開始

【周知方法】

市ホームページ、市報、子育て支援アプリ「イシモ」により周知するほか、母子手帳交付時におけるチラシ配布、新生児訪問、その他子育て相談・健診等で周知する。

⑨ その他